

《第三者請求》戸籍証明書等交付請求書

(宛先)吉川市長

偽り、その他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます

申請日：令和 年 月 日 受付 交付

① 請求者	ふりがな		生年月日	大・昭・平・令
	氏名			年 月 日
	住所		電話番号	()

② 必要な戸籍の種類・範囲	本籍	埼玉県吉川市		
	筆頭者		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日

請求者との関係	<input type="checkbox"/> 任意代理人 (委任状：有・無)	※委任状原本の提出が必要です。 (原本還付について委任されている場合は、写しを提出かつ原本を提示)		
	<input type="checkbox"/> 法定代理人 (具体的に：)	※代理権限を証する書類の提示が必要です。 (原本かつ発行日から3カ月以内)		
	<input type="checkbox"/> 第三者・その他	関係性： _____	利用目的： _____	提出先： _____

<input type="checkbox"/> (だれ) _____ の現在の戸籍
<input type="checkbox"/> (だれ) _____ の出生から死亡までの戸籍
<input type="checkbox"/> (だれ) _____ の(いつ) _____ から(いつ) _____ までの戸籍

<input type="checkbox"/> 戸籍 (450円/通)	謄本【全部事項証明】		通
	抄本【個人事項証明】	記載が必要な氏名	通
<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍 (750円/通)	謄本【全部事項証明】		通
	抄本【個人事項証明】	記載が必要な氏名	通
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票 (300円/通) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名記載 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地記載	謄本【全部事項証明】		通
	抄本【個人事項証明】	記載が必要な氏名	通

その他の証明※1			
<input type="checkbox"/> 身分証明書(300円/通) <input type="checkbox"/> 受理証明書(350円/通) [届出の種類： _____]			
<input type="checkbox"/> 届書記載事項(情報内容)証明書(350円/通) [提出先： _____ 使用目的： _____]			
<input type="checkbox"/> その他 [_____]			通

※1：証明書の種類により交付地が異なります。詳しくは職員へおたずねください。

免 旅 住カ・マ 在 保
 他(_____)

No.

本人確認の際、ご提示いただいた証明書の番号等を転記いたします。あらかじめご了承ください。

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 対象者および必要な戸籍の範囲について

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。

また、必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。記載いただいた内容によって戸籍を特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

4. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

5. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので、詳しくは手続先にお問合わせください。

7. 届書等情報内容証明書および届書記載事項証明書について

届書等情報内容証明書および届書記載事項証明書は、利害関係人の方が特別な事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

8. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。なお、広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

9. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

10. 広域交付について

(1) 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

(2) 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。請求対象の戸籍が本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

11. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください